



緊急避妊薬販売に係る環境整備のための調査事業 (厚生労働省医薬局医薬品審査管理課委託事業)

事業の実施に当たって ～薬局で取り組んでいただきたいこと～

2023.11月 日本薬剤師会

(令和7年度事業報告書作成に際して内容を再構成して掲載)

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



想定される場面の例と対応の考え方



●販売できない場合

- ・ 医薬品の使用対象として使用できない場合は、丁寧に説明し、産婦人科の受診を促し、紹介などの対応を行なう

●医薬品の副作用について

- ・ 緊急避妊薬を服用したことによる副作用については、医薬品副作用被害救済制度の対象となる(適用されるかはまた別)。
- ・ 妊娠は制度の対象外(副作用ではない)

●医薬品の効果について(妊娠してしまった等)

- ・ 医薬品は基本的には結果を保証しているわけではないので妊娠への責任は原則負わない(説明の間違いや服用方法を間違えて伝えた等がある場合にはまた別)。
- ・ 購入者にわかりやすく、丁寧に説明すること。

●営業時間外

- ・ 開局時間外の相談があった場合の対応方針を定めておくこと。
(例)妊娠の不安がある性交からの経過時間を確認し、翌日の販売とする等
- ・ 薬局を開ける場合の手順や対応者を定めておくこと。
(例)複数人体制とする、防犯ブザーを携帯する等
- ・ 薬局の設備として可能であれば、防犯カメラの設置や防犯に配慮した対応窓口等も検討する。
- ・ 営業時間外に薬局を開けて対応することは、すでにそのための設備や人員配置などの態勢を有する薬局を除いては、安全面から極めて課題が大きいこと、薬局の安全を脅かしてまでの販売が優先されるものではないことに留意する必要がある。

©Japan Pharmaceutical Association All Rights Reserved



犯罪等が疑われる場合とその対応



●児童虐待

- 児童(18歳未満)の場合には「児童虐待の防止等に関する法律」に以下の定めがある。
(児童虐待の早期発見等)
第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
(児童虐待に係る通告)
第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。
- 薬剤師も児童福祉に職務上関係あるため、虐待の早期発見の努力義務があり、発見した場合には通報が義務付けられている。
- 虐待が疑われる場合には福祉事務所等に通報することとなる。

●DV

- DVの場合には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」があり、一般人には通報の努力義務があり、医療関係者は通報ができるとされている。
- ただし、被害者の意思を尊重するよう努めるとされていることに留意し、被害者とのやり取りの中で通報の有無を決定していくこととなる。
(配偶者からの暴力の発見者による通報等)
第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

●それ以外の犯罪

- 告発は誰もがができるものであり、犯罪がある場合には、警察等に通報することが考えられる(刑法239条1項)。このような通報は守秘義務には違反しないとされているが(最高裁 平成17年7月19日決定)、被害者との関係で行うか否かを判断しなければならない。「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」等を紹介することも含めて対応を検討する。
- 2023年7月13日より、相手の同意がない、または同意を表明することが困難な状態に乗じた性交等は「不同意性交罪(刑法177条)」として要件が明確化された。犯罪被害の認識がない場合もあることに留意。

記録の重要性



- この資料で例示する、想定される場面の例は、調剤や他の一般用医薬品等の販売においても発生しうるものであり、基本的な考え方は通常業務においても同様である。
- 販売した際の記録のみならず、薬局で販売できなかった際の記録も重要。
- 記録の際は、時系列かつ客観的に記録することが重要。感想や予測等に基づく事項を記録する場合は、事実との区別が明確にわかるようにする。
(「薬局・薬剤師のための調剤行為に起因する問題・事態が発生した際の対応マニュアル」p7「記録の際の留意点」参照)
- 何かが発生した時にのみ記録をとるよりも、通常業務の中で、電話や相談があった場合に記録をとるようにし(調剤録(薬歴の内容を含む)や販売記録での記録なども含めて)、発生時の対応にも用いることができるようにするとよい。
- 後日紛争等に発展した場合にも、これらの記録が役立つ。
- 要指導医薬品の販売記録※の保存期間は薬機法上は2年間であるが、民法では薬剤師への債権の消滅時効が5年間となっていることから、記録類に関しては5年間の保管が推奨される。 ※日本薬剤師会「要指導・一般用医薬品等販売の総合手引き(2026.5月)参照
- 賠償責任保険・クレーム対応保険への加入などの備えも重要。